

会議の概要(議事録)

| | | | | |
|---------------|--|-----------------------------|----|--|
| 会議の名称 | (番号) | 墨田区いじめ問題対策協議会(登録番号：1 - 4 1) | | |
| 開催日時 | 平成29年 2月 2日(木) 9時30分から 10時30分まで | | | |
| 開催場所 | 墨田区役所 17階 第1委員会室 | | | |
| 出席者数 | 30人 | | | |
| 会議の公開 (傍聴) | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">公開(傍聴できる)</div> 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない) | 傍聴者数 | 0人 | |
| 議題 | 1 区立学校におけるいじめの現状について 2 いじめの防止等の取組について 3 平成27年度に「いじめの重大事態」となった事件に関する経過観察結果について 4 いじめ防止対策推進法等に関する国の動向について 5 いじめ防止等に係る連携について | | | |
| 配布資料 | 1 組織体制表 資料1 2 墨田区いじめ問題対策協議会規則 資料2 3 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿 資料3 4 区立学校におけるいじめの現状 資料4 5 いじめの防止等の取組状況 (1)平成28年度 区のいじめの防止等の取組について 資料5 (2)平成28年度 教育委員会のいじめの防止等の取組について 資料6 ア プログラムに基づく取組項目(フェーズ ~) …… 資料7 イ 各フェーズに応じた具体的な取組事例 資料8・9 6 今後の国の動向(有識者会議・いじめ防止基本方針案等) 別紙 | | | |

| | |
|-------------|---|
| <p>会議概要</p> | <p>1 開会</p> <p>庶務課長が、協議会の設置経緯について説明をした後、配付した名簿により委員を紹介した。</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>協議会会長である墨田区長が挨拶をした。</p> <p>3 区立学校におけるいじめの現状について</p> <p>指導室長が区立学校におけるいじめの現状を説明した。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>4 いじめの防止等の取組について</p> <p>庶務課長から平成28年度、29年度(予定)の「区はいじめ防止等の取組」について説明した後、指導室長から平成28年度「教育委員会のいじめの防止等の取組」について説明した。</p> <p>【質疑内容】</p> <p>(委員)</p> <p>先ほど、教育委員会から、いじめの認知件数について、中学校では平成28年度に11件のいじめが発生し、9件は解決済みとの報告があったが、残りの2件が解決していないのはどのような理由か。また、具体的な校名は申し上げられないが、昨年、南部地区の中学校で大きな問題が起きたと聞いているが、その件はどうなっているのか教えていただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>いじめの解消については、文科省で審議しており、経過期間を3か月として全国的に定義付けされていくと思われませんが、本区では「当事者同士及びその保護者が謝罪等を含め一定の和解を見たあと、1か月以上の経過観察を経て、いじめが解消したものとする。」という定義があります。</p> <p>区の定義では「保護者同士の和解」も含まれていることから、現在、継続中となっているものは、子供同士の謝罪等は済んでいても、保護者同士が和解していないというケースです。なお、南部地区の中学校の件につきましても、同様です。</p> <p>(委員)</p> <p>地域の会合で、子どもが教員をいじめるという逆の問題があると聞いたが、子どもが教員をいじめて出勤できなくなるという事例があるというのは事実なのか。</p> |
|-------------|---|

(事務局)

瑕疵のない教員に対して、子どもが教員へいじめを働くということは、基本的にはないと認識しています。

教員の子どもに対する指導方法も含め、様々な要因が複合的に関係した形で、そのようなケースに陥ることはあります。

(委員)

昨年、向島地区育成委員会で、生活指導の先生とお会いする機会があり、墨田区の中学校は、比較的落ち着いているという話を聞いた。

そこで、学校が落ち着いている状態のうちに、地域の応援体制を構築しておいた方がよいのではないかと思う。

以前、学校支援ネットワークを展開しようと話し合ったが、立ち消えとなった経緯があるので、ぜひこの機会に導入してみてはどうか。

(事務局)

プログラムの6ページをご覧ください。未然防止のための「学校いじめ対策委員会」というのを設置しているが、各校で100%実施しています。

また、学校により、常設、臨時設置の違いはありますが、プログラムの7ページにある「学校サポートチーム」が各校100%設置されています。

「学校サポートチーム」は、プログラムに記載されている外部のメンバーを含む委員により構成されているものであり、委員の提案する組織はこちらに該当するものと思われます。

(会長)

具体的には、ある中学校で学校を応援するという好事例があったので、その支援体制を区立学校全校で構築したらどうかという提案ですね。

(委員)

そのとおりである。「学校サポートチーム」は、問題別(いじめ問題のみ)の組織だから、それも含めて日常的に何でも相談できる組織を作ったらどうかということである。

(事務局)

現在は、各校において「学校運営連絡協議会」が機能していますので、学校全体の応援については、その組織を活用していただく方がスムーズではないかと考えます。

(会長)

学校からの意見はありますか。

(委員)

いじめに対して、各校、盤石の体制で臨んでいます。

最近多いいじめの事例は、SNSでの悪口であり、生徒が担任の先生に相談することで判明する事案が多く、アンケートで判明する場合があります。

学校で心配しているのは、(SNSのような)気が付かないところでいじめが起きるケースですが、これについては、学校と家庭との相談で認識できることが多いです。

(会長)

委員からの「学校応援」の提案は、今後の対策への参考として承ります。

5 平成27年度に「いじめの重大事態」となった事件に関する経過観察について

指導室長から経過観察について報告した後、事件の概要について説明をした。

また、いじめ問題専門員会において、経過について概ね良好であるとの報告を受けたこと、当該生徒の継続した注視を条件に重大事態の審議は終了したこと、現在の保護者と学校との関係、被害生徒の様子などを報告した。

【質疑なし】

(会長)

経過観察結果は、説明のとおりです。被害を受けた方は、大変な思いをされたのだと思います。こうしたことは二度と起こさないようにしていただきたい。本件のいじめは解消されたということですが、今後も注視を怠らぬよう教育委員会の皆様をお願いしたい。

6 いじめ防止対策推進法等に関する国の動向について

指導室長が、いじめ防止対策推進法等に関する国の動向について説明をした。

(事務局)

都の動向、国の動向のポイントについては、以下のとおり。

- (1) 都では、平成29年2月にいじめ総合対策 第2次を策定する予定
- (2) 国のいじめ防止対策協議会では、法の施策改善策として重大事態に該当するいじめを明確にするため、具体例を示すよう国に求めた。
- (3) 国の基本方針改定案をまとめたとの新聞報道がされた。

(新聞報道された新たな対策案等を説明)

(事務局)

本区の基本方針、プログラムは、策定から3年を目途に改定することとなっていますが、国の方針等の変更により、今後、3年を待たずに改定する可能性もあります。

【質疑なし】

(会長)

今後、国の動向等により、本区の基本方針等を改定する際は、皆様のご協力をお願いしたい。

7 いじめの防止等に係る連携について

会長から委員に対して、いじめの防止等に係る連携について発言を求め、以下のとおり発言があった。

(事務局)

人権同和・男女共同参画課から、東京法務局・東京都人権擁護委員連合会で取組む「SOSミニレター」についてお知らせします。今年度から、子どもたちがいつでもレターを手にとれるように、区内各校にレターボックスを設置しました。児童・生徒が「SOSミニレター」により相談をし、人権擁護委員が相談に応じています。墨田地区人権擁護委員会では、13名の委員の皆様が対応を図ってくださっています。

(委員)

子育て支援総合センターでは、次世代子育て計画により、子ども版地域包括センターとして仕組みを構築しました。主な目的は、日ごろから支援を要する家庭や、虐待につながるおそれがある家庭に対して必要な機関へつなげていくものです。

センターにおいて、いじめについての相談件数は少ないですが、相談があれば必ず傾聴し、適切な専門機関へつなげていきます。

(委員)

先日、児童館、学童クラブの勉強会に参加しましたが、児童館に通う子どもがいじめ問題や不登校についても情報交換を行うとともに、様々な事例を取り上げ協議していました。このことから、本日の資料39ページ【資料9】の関係機関に、特に小学生にとって身近(重要)な施設である児童館、学童クラブを入れるべきだと思います。

| | |
|-------|---|
| | <p>(会長)</p> <p>児童館・学童クラブを関係機関とする意見は、参考にします。</p> <p>また、区長部局においても、ただいま報告があったとおりいじめに関係する取組を実施していますので、事案に応じて教育委員会、区長部局と、それぞれ適切な窓口にご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>7 閉会</p> <p>会長が閉会の宣言をし、墨田区いじめ問題対策協議会を閉会した。</p> |
| 所 管 課 | 教育委員会事務局庶務課 |